

○財務省告示第二百二十号
外国為替令(昭和五十五年政令第二百六十号)
第二十五条第六項の規定に基づき、外国為替令第
二十五条第二項から第五項までの規定を適用しな
い財務大臣の権限を指定する件(平成二十年三月大
蔵省告示第百一号)の一部を次のように改正する。
平成二十五年七月一日

財務大臣 麻生 太郎
第一号中、「株式会社みずほコーポレート銀行」
を削り、「オリックス信託銀行株式会社」を、「オリッ
クス銀行株式会社」に改める。

○財務省告示第二百一十一号
犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令
(平成二十年政令第二十号)第三十三条第五項及
び第三十七条第七項の規定に基づき、犯罪による
収益の移転防止に関する法律施行令第二十八条第
五項及び第三十二条第七項の規定に基づき財務大
臣の指定する両替業者及び外国為替取引業者を指
定する件(平成二十年一月財務省告示第三十一号)
の一部を次のように改正する。
平成二十五年七月一日

財務大臣 麻生 太郎
第一号中、「株式会社みずほコーポレート銀行」
を削り、「オリックス信託銀行株式会社」を、「オリッ
クス銀行株式会社」に改める。

○国税庁告示第十三号
特定非営利活動促進法施行令(平成二十三年政
令第三百九十九号)附則第四条の規定による改正前
の租税特別措置法施行令(昭和三十三年政令第四
十三号)第三十九条の二十三第三十五項の規定に基
づく公示された事項について変更があった旨の届
出があったので、特定非営利活動促進法の一部を
改正する法律(平成二十三年法律第七十号)附則
第九条の規定による改正前の租税特別措置法(昭
和三十三年法律第二十六号)第六十六条の十一の
二第八項の規定に基づき、同条第三項に規定する
認定特定非営利活動法人を公示する件(平成十三
年国税庁告示第十号)の一部を次のように改正す
る。
平成二十五年七月一日

国税庁長官 稲垣 光隆
別表特定非営利活動法人救急へり病院ネット
ワークの項中、「國松 孝次」を、「篠田 伸夫」に
改め、同表特定非営利活動法人国連UNHCR協
会の項中、「赤野間征盛」を、「滝澤 三郎」に改め、
同表特定非営利活動法人スペシャルオリンピッ
ク入日本・東京の項中、「池田 朝彦」を、「岡松 武
司」に改める。

○厚生労働省告示第二百二十六号
雇用保険法(昭和四十九年法律第百十六号)第
十八条第一項及び第二項の規定に基づき、平成二
十五年八月一日(以下、「適用日」という。)以後の
同条第三項に規定する自動変更対象額を次のよう
に変更する。ただし、適用日前の基本手当の日額
の算定、高年齢受給資格に係る離職の日が適用日
前である高年齢受給資格者に係る高年齢求職者給
付金の算定及び特別受給資格に係る離職の日が適
用日前である特別受給資格者に係る特例一時金の
額の算定については、なお従前の例による。
平成二十五年七月一日

厚生労働大臣 田村 憲久
一 雇用保険法(以下、「法」という。)第十六条第
一項の規定による基本手当の日額の算定に当
たつて、百分の八十を乗ずる賃金日額の範囲と
なる額であつて、法第十八条第一項及び第二項
の規定による変更後の額 二千三百十円以上四
千六百十円未満の額

二 法第十六条第一項(同条第二項において読み
替へて適用する場合を含む。)の規定による基本
手当の日額の算定に当たつて、百分の八十から
百分の五十(同条第二項において読み替へて適
用する場合にあつては、百分の四十五)までの
範囲の率を乗ずる賃金日額の範囲となる額であ
つて、法第十八条第一項及び第二項の規定に
よる変更後の額 四千六百十円以上一万六千六
百八十円以下(同条第二項において読み替へて適
用する場合にあつては、四千六百十円以上一万
五百十円以下)の額

三 法第十七条第四項第一号に掲げる額であつ
て、法第十八条第一項及び第二項の規定による
変更後の額 二千三百十円
四 法第十七条第四項第二号に掲げる額であつ
て、法第十八条第一項及び第二項の規定による
変更後の額 次に掲げる受給資格者の区分に応
じ、それぞれに定める額

イ 法第十七条第四項第二号イに掲げる受給資
格者 一万四千九百四十円
ロ 法第十七条第四項第二号ロに掲げる受給資
格者 一万五千六百六十円

八 法第十七条第四項第二号八に掲げる受給資
格者 一万四千二百三十円
九 法第十七条第四項第二号九に掲げる受給資
格者 一万二千八百十円
○厚生労働省告示第二百二十七号
雇用保険法(昭和四十九年法律第百十六号)第
十九条第二項の規定に基づき、平成二十五年八月
一日以後の同条第一項第一号に規定する控除額を
千二百八十九円に変更する。ただし、同日前に得
た収入に係る控除額については、なお従前の例に
よる。
平成二十五年七月一日

厚生労働大臣 田村 憲久
○厚生労働省告示第二百二十九号
厚生労働大臣の定める評価療養及び選定療養(平成十八年厚生労働省告示第四百九十五号)第一条
第一号の規定に基づき、厚生労働大臣の定める先進医療及び施設基準(平成二十年厚生労働省告示第
百二十九号)の一部を次のように改正する。
平成二十五年七月一日

第三に次の二号を加える。
四十九 自己口腔粘膜及び羊膜を用いた培養上皮細胞シートの移植術 ステイブンス・ジョンソ
ン症候群、眼類天疱瘡又は熱・化学腐食に起因する難治性の角結膜疾患(角膜上皮幹細胞が疲弊
することによる視力障害が生じているもの、角膜上皮が欠損しているもの又は結膜嚢が癒着して
いるものに限る。)
五十 術前のホルモン療法及びゾレドロン酸投与の併用療法 閉経後のホルモン感受性の乳がん
(長径が五センチメートル以下であつて、リンパ節転移及び遠隔転移しておらず、かつ、エスト
ロゲン受容体が陽性であつて、HER2が陰性のものに限る。)

○厚生労働省告示第二百三十号
薬事法(昭和三十五年法律第百四十五号)第二十三条の二第二項の規定に基づき、薬事法第二十三
条の二第一項の規定により厚生労働大臣が基準を定めて指定する医療機器(平成十七年厚生労働省告
示第百二十二号)の一部を次のように改正する。
平成二十五年七月一日

Table with 2 columns: Item No. and Description. Item 1: 閉節鏡用液体拡張装置 T〇六〇一ー一. Item 2: 子宮鏡用液体拡張装置. Description: 閉節鏡又は子宮鏡使用下で組織の拡張又は洗浄に用いること。

○厚生労働省告示第二百三十一号
診療報酬の算定方法(平成二十年厚生労働省告示第五十九号)の規定に基づき、使用薬剤の薬価薬
価基準(平成二十年厚生労働省告示第六十号)の一部を次のように改正する。
平成二十五年七月一日

Table with 4 columns: 品名 (Name), 剤形 (Form), 単位 (Unit), 価額 (Price). Item: 閉節鏡用液体拡張装置 T〇六〇一ー一. Price: 500mg 1錠, 5.60.